

平成30年度 第2回蕨市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

1 日 時 平成30年11月12日(月) 10:00~11:30

2 会 場 市役所4階 第2委員会室

3 出席者(敬称略)

委 員：川崎 文也 松本 隆男 宮川 文夫(代理 大石錬吾)

岡部 慎一 志水 正子 橋 友江 國井信太郎

樋口 裕一 福田 望 松永 祐希

事務局：杉田 勝弘 (教育部次長)

長岡 潤 (学校教育課指導主事)

保坂 淳 (学校教育課指導主事)

4 内 容

【開 会】 杉田 勝弘

【協 議】

(1) 蕨市立小・中学校の状況について

事務局から説明

- ・急激な増加⇒いじめ定義の改正
- ・市内小中学校がいじめの定義に当てはめ、きめ細かく認知
- ・いじめの認知基準の格差

《質疑応答》

なし

(2) 蕨市いじめ防止のための取組について

事務局から説明

○蕨市として

- ・蕨市いじめ防止基本方針改定
- ・教育相談体制の充実
- ・道徳の教科化といじめ防止について(教育課程の充実と教職員の指導力向上)

○学校として

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・児童生徒の実態把握
- ・児童生徒の自主的活動

○これからのいじめのない明るい学校づくり

《質疑応答》

[委員C] 「これからのいじめのない明るい学校づくりについて、いじめを未然に防ぐ積極的な生徒指導と学級経営の充実への具体案として、QUの導入とありますが、どのようなものか。」

[事務局] 「QU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の学級満足度尺度を用いて、客観的な判断を行っている。今後、QUを広めていきながら、分析結果を、指導及び児童・生徒に還元していく予定である。」

[委員C] 「蕨市教育センターについて説明をしてください。」

[事務局] 「蕨市教育センターでは、統括相談員を中心とした、保護者・児童・生徒・教職員からの相談業務と主任指導員による、保護者、教職員（管理職を含む）指導を行っている。具体的な児童・生徒、保護者への対応、フォローアップを行っている。」

(3) いじめの重大事態への対処について

事務局から説明

- ・ 重大事態の定義
- ・ 重大事態を防ぐいじめ初期対応のながれ
- ・ 重大事態への対処
- ・ 蕨市いじめ問題調査審議会委員

《質疑応答》

[事務局] 「いじめの重大事態について」追加説明

①～④の事態の具体例について、お伝えします。

①生命に重大な被害が生じた疑いについては、命を断ってしまった等のとき。

②心身に重大な被害が生じた疑いについては、診断名や、骨折以上の外傷のとき。

③財産に重大な被害が生じた疑いについては、50万円以上の金銭トラブルが発生したとき。

④相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いについては、30日以上欠席をしているとき。

以上の場合、重大事態となる。」

[委員B] 「このような場合は（具体的な例を挙げて）重大事態にあたるか。」

[事務局] 「一概に言えない。ケースバイケースである。」

[事務局] 「全体を通しての質疑応答」

[委員 I] 「ICTとは何の略か。」

[事務局] 「ICTとは、Information and Communication Technology の略である。」

(4) 各機関・団体からの報告について

[委員 B] 管内での事案は特にありません。

管外での事例ですが、連絡をいただくまでの時間がかかってしまい、事件化してしまうケースがある。とりあえず、一報をいただければ、私服の警察官が何うこともできる。関係機関も連携を図っているが、それぞれの機関に一報を入れていただきたい。

[事務局] 不審者への対応も含め、関係諸機関へのスムーズな連絡をお願いします。

[委員 I] 今のところ、いじめの事案の連絡、相談はありませんが、小さなトラブルはある。物事も、小さい頃からの対処が大切である。昔のいじめは見えていたが、今のいじめは見えないことが多く、気付いた時には、重大な事態に発展していることがある。未然に防ぐためにも、保護者の協力が不可欠である。

[事務局] 一人一人のよさをお互いに認め合う、学級経営の充実に今後も努めていくことが必要である。

[委員 K] 配付資料の紹介

小3、中1の子供がおり、夏休み前に中1の子供がスマホを部活動と遊びの連絡交換で使用するとのことで購入した。母として、子供へのアドバイスが難しい。フィルタリングソフトが義務付けられているが、使用率は高くない。

[事務局] スマホルールを徹底していき、重大事態が発生しないようにしていきたい。また、認知率の向上を図っていくためにも、継続して啓発活動を行い、各家庭でのルールを話し合うことを通して、各家庭でもしっかり指導してほしい。

[委員H] 平成28年のときに作成したが、29、30年度の実態を踏まえて、啓発活動を行い、認知率の向上を目指す。

[委員H] いじめの初期対応について、アンケート実施後すぐに、気になった生徒と相談を実施している。いじめの早期発見に努めている。  
生徒へのきめ細かな対応をするため、教職員を含め研修を実施している。  
学級経営については、学力が伸びる児童・生徒が多いクラスは、クロス集計の結果からも満足度が高いという結果がでている。

[委員F] 学級経営は、小・中学校同様に、保育園でも大切である。今後も、更に職員の資質向上に努めていく。

[委員E] 県下のDVの相談件数と、市民活動推進室への相談について説明。

[委員L] SNSでのいじめの発生を防ぐためにも、保護者と子供とのルールを決めてから、購入をしてほしい。スマホルールの策定、更に認知を図る為にも、校長を通じて各校へ周知をしていく。  
いじめの解消までの期間は、3か月経過してからの状況をもう一度確認をして、判断していく。早期対応を各学校に今後も指導していきたい。

#### 【その他】

事務局より事務連絡

- ・任期及び新委員任命に向けた進捗状況
- ・いじめ防止基本方針の一部改定の必要性
- ・第3回蕨市いじめ問題対策連絡協議会 2月に開催予定

【閉 会】 杉田 勝弘